

## さっぽろふるさとの森づくりに関する協定書

株式会社 HBA（以下「甲」という。）と札幌市（以下「乙」という。）は、「さっぽろふるさとの森づくり」の一環として、協働型の森づくりを進めることについて、次のとおり協定を締結します。

### （目的）

第1条 この協定は、札幌市緑の保全と創出に関する条例（平成13年条例第6号）第3条、第4条及び第5条の規定の趣旨を踏まえ、公園緑地等における次に定める区域内において、甲と乙が、協働による森づくりを進めることを目的として、必要な事項を定めるものとします。

### （区域）

第2条 この協定により、甲が森づくり活動を行う対象区域は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 土地の所在地 札幌市北区篠路町拓北 茨戸川緑地内
- (2) 面積 1ha
- (3) 対象区域 別紙図面による

### （甲の責務）

第3条 甲は、上記第1条の目的を達成するため、乙と協議して策定する「さっぽろふるさとの森づくり活動計画」に基づき森づくり活動を実施するものとします。

### （乙の責務）

第4条 乙は、甲が行う森づくり活動に対して、必要な助言や技術的な援助等を行い協力するものとします。

### （協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成31年3月31日までとします。ただし、甲と乙の協議によりこの協定の有効期間を延長することができるものとします。

### （その他）

第6条 甲及び乙は、この協定の履行に必要な事項にあって、この協定に定めのない事項については、必要に応じて覚書を締結することにより取り決めるものとします。

2 この協定の事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとします。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙において署名のうえ、各自その1通を保有するものとします。

平成21年8月6日

札幌市中央区北4条西7丁目1番地8

甲 株式会社 HBA  
代表取締役社長

大谷 勇

札幌市中央区北1条西2丁目

乙 札幌市  
札幌市長

上田 文雄

## さっぽろふるさとの森づくり活動計画

株式会社 HBA（以下「甲」という。）と札幌市（以下「乙」という。）は、「さっぽろふるさとの森づくりに関する協定書」に基づき、森づくりに関する事項を次のとおり定めます。

### 1 植樹する樹木の種類

甲は札幌市の気候風土に適した以下に定める7種類の郷土樹種の中から複数の樹種を植樹するものとします。

- ①イタヤカエデ、②イヌエンジュ、③ハリギリ、④ハルニシ、⑤ホオノキ
- ⑥ヤチダモ、⑦ヤマグワ

なお、上記以外の樹種を植樹する場合は、事前に乙と協議するものとします。

### 2 植樹する樹木の形態

甲は、ポット苗、根鉢をワラや不織布でくるんだ根巻き苗など根の損傷が少ない苗木を植樹するものとします。

### 3 植樹規模及び本数

甲は以下に定める区域において、0.55本/m<sup>2</sup>程度の密度で植樹するものとします。

- (1) 土地の所在地 札幌市北区篠路町拓北 茨戸川緑地内
- (2) 面積 1ha (10,000 m<sup>2</sup>)
- (3) 対象区域 別紙図面による
- (4) 植樹予定本数 5,500本

### 4 樹木等の育樹活動等

良好な森づくりを目指して樹木等の健全な育成を図るため、甲は、年1回以上の草刈を実施し、必要に応じて灌水、枯損木撤去などの育樹活動を行うこととします。

協定期間満了後、乙は、対象区域の樹木の生育状況などに応じて、樹木の間引き等の作業を実施することもあります。

### 5 森づくり計画

上記内容を踏まえて、甲は下記計画に基づき森づくり活動を実施するものとします。

- (1) 植樹活動 平成21年度から平成25年度まで  
毎年2,000 m<sup>2</sup> 1,100本程度
- (2) 育樹活動 平成21年度から平成30年度までの10年間

### 6 その他特記事項

甲は植樹活動未実施の場所においても、対象区域内については、年1回以上の草刈を実施するものとします。また、植樹実施後5年間草刈を実施するものとします。